

福岡県公報

平成二十三年十月五日
第三千三百十二号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則 (教育庁企画調整課) ……………一

再掲

○福岡県議会傍聴規則の一部を改正する告示 (議会事務局総務課) ……………四

教育委員会

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年十月五日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条)

番号	名称	課程	学科(入学定員)
1	福岡県立青豊高等学校	全日制	総合学科(三二〇)
2	福岡県立築上西高等学校	全日制	普通(二六〇)
3	福岡県立育徳館高等学校	全日制	普通(二六〇)
4	福岡県立荊田工業高等学校	全日制	電気(四〇)、機械(八〇)、情報技術(四〇)

19	福岡県立若松高等学校	定時制	普通(四〇)
18	福岡県立戸畑工業高等学校	全日制	建築(四〇) 電気(二二〇)、 情報技術(二二〇)、 機械(二二〇)
17	福岡県立ひびき高等学校	定時制	普通(二八〇)
16	福岡県立戸畑高等学校	全日制	普通(二四〇)
15	福岡県立小倉東高等学校	全日制	普通(二〇〇)
14	福岡県立北九州高等学校	全日制	普通(二〇〇)
13	福岡県立小倉西高等学校	全日制	普通(二〇〇)
12	福岡県立小倉工業高等学校	全日制	工業化学(四〇) 電子(八〇)、 電気(八〇)、 機械(八〇)
11	福岡県立小倉高等学校	全日制	普通(三二〇)
10	福岡県立小倉商業高等学校	全日制	総合ビジネス(八〇)、国際ビジネス(八〇)、 ビジネス情報(四〇)、 会計ビジネス(四〇)
9	福岡県立小倉南高等学校	定時制	普通(二二〇)
8	福岡県立門司大翔館高等学校	全日制	普通(二八〇)
7	福岡県立門司学園高等学校	全日制	普通(二六〇)
6	福岡県立行橋高等学校	全日制	総合ビジネス(四〇)、 環境緑地(四〇)、 生活デザイン(八〇)
5	福岡県立京都高等学校	定時制	普通(四〇)

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

38	福岡県立香住丘高等学校	全日制	普通(三六〇)、英語(四〇)
37	福岡県立宇美商業高等学校	全日制	総合ビジネス(二二〇)、ビジネス情報(八〇)
36	福岡県立須恵高等学校	全日制	普通(二八〇)
35	福岡県立福岡魁誠高等学校	全日制	総合学科(二八〇)
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通(三二〇)、理数(四〇)
33	福岡県立玄界高等学校	全日制	普通(三二〇)
32	福岡県立水産高等学校	全日制	専攻科航海(二〇) 専攻科機関(二〇) アライフ(四〇)
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(三二〇) 海洋(八〇)、食品流通(四〇)、アクアライフ(四〇)
30	福岡県立宗像高等学校	全日制	普通(三二〇)
29	福岡県立遠賀高等学校	全日制	普通(二二〇)、グリーンサイエンス(四〇)
28	福岡県立中間高等学校	全日制	普通(二四〇)
27	福岡県立折尾高等学校	全日制	総合ビジネス(八〇)、ビジネス情報(八〇)、生活デザイン(八〇)
26	福岡県立東筑高等学校	全日制	普通(四〇〇)
25	福岡県立北筑高等学校	全日制	普通(二八〇)、英語(四〇)
24	福岡県立八幡南高等学校	全日制	普通(二八〇)
23	福岡県立八幡工業高等学校	全日制	電気(四〇)、土木(四〇) 電子機械(二二〇)、材料技術(二二〇)
22	福岡県立八幡中央高等学校	定時制	普通(八〇)
21	福岡県立八幡高等学校	全日制	普通(二四〇)、理数(八〇)
20	福岡県立若松商業高等学校	全日制	総合ビジネス(二二〇)、ビジネス情報(四〇)
55	福岡県立福岡農業高等学校	全日制	専攻科生物生産(二〇)、専攻科食品工学(二〇)
54	福岡県立太宰府高等学校	全日制	普通(三二〇)、芸術(四〇)
53	福岡県立春日高等学校	全日制	普通(四〇〇)
52	福岡県立筑前高等学校	全日制	普通(四〇〇)
51	福岡県立玄洋高等学校	全日制	普通(三六〇)
50	福岡県立早良高等学校	全日制	普通(二四〇)
49	福岡県立福岡講倫館高等学校	全日制	総合学科(三二〇)
48	福岡県立福岡工業高等学校	定時制	工業技術(四〇)
47	福岡県立修猷館高等学校	全日制	機械工学(八〇)、情報工学(四〇)、電気工学(四〇)、電子工学(四〇)、環境化学(四〇)、染織デザイン(四〇)、建築(四〇)、都市工学(四〇)
46	福岡県立城南高等学校	全日制	普通(四〇〇)
45	福岡県立福岡中央高等学校	全日制	普通(三六〇)
44	福岡県立柏陵高等学校	全日制	普通(三二〇)
43	福岡県立筑紫丘高等学校	全日制	普通(四〇〇)、理数(四〇)
42	福岡県立福岡高等学校	全日制	普通(四〇〇)
41	福岡県立博多青松高等学校	通信制	普通(五〇〇)
40	福岡県立香椎工業高等学校	定時制	普通(二四〇)、情報科学(二二〇)
39	福岡県立香椎高等学校	全日制	普通(三二〇)、服飾デザイン(四〇) 電気(八〇)、電子機械(四〇)、工業化学(四〇)、機械(八〇)、情報技術(四〇)

71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	
福岡県立三池工業高等学校	福岡県立三池高等学校	福岡県立山門高等学校	福岡県立伝習館高等学校	福岡県立大川樟風高等学校	福岡県立三瀬高等学校	福岡県立久留米高等学校	福岡県立明善高等学校	福岡県立久留米筑水高等学校	福岡県立三井高等学校	福岡県立小郡高等学校	福岡県立糸島農業高等学校	福岡県立糸島高等学校	福岡県立筑紫高等学校	福岡県立武蔵台高等学校	福岡県立筑紫中央高等学校	
定時制	全日制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	全日制	全日制	全日制	定時制	全日制	全日制	定時制	
機械・電気(四〇)	電子機械(四〇)、電気(四〇)、情報(四〇)、電子(四〇)、工業化学(四〇)、土木(四〇)	普通(二四〇)	普通(四〇)	普通(二四〇)	普通(二四〇)	普通(二四〇)、英語(四〇)	普通(八〇)	普通(三二〇)、理数(四〇)	普通(二〇〇)	普通(二八〇)	食品科学(四〇)、生活科学(四〇)	農業技術(四〇)、農業経済(四〇)、食料科学(四〇)	普通(四〇)	普通(三二〇)	普通(四〇〇)	普通(四〇〇)
72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	
福岡県立大牟田北高等学校	福岡県立ありあけ新世高等学校	福岡県立八女高等学校	福岡県立八女工業高等学校	福岡県立福島高等学校	福岡県立八女農業高等学校	福岡県立浮羽工業高等学校	福岡県立浮羽羽真館高等学校	福岡県立朝倉高等学校	福岡県立朝倉東高等学校	福岡県立朝倉光陽高等学校	福岡県立田川高等学校	福岡県立東鷹高等学校	福岡県立田川科学技術高等学校	福岡県立西田川高等学校	福岡県立稲築志耕館高等学校	
全日制	定時制	全日制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	全日制	全日制	
普通(二六〇)	総合学科(二四〇)	普通(四〇)	普通(二八〇)	普通(四〇)	普通(二二〇)	普通(四〇)	普通(二二〇)	普通(二八〇)	普通(四〇)	普通(八〇)、総合ビジネス(八〇)、ビジネス情報(四〇)	普通(二四〇)	普通(二六〇)、総合生活(八〇)	普通(八〇)	生命科学(八〇)、システム科学技術(八〇)、ビジネス科学(八〇)	普通(二〇〇)	総合学科(二四〇)

94	福岡県立鞍手竜徳高等学校	全日制	総合学科(二〇〇)
93	福岡県立筑豊高等学校	全日制	総合ビジネス(四〇)、ビジネス情報(八〇)、生活デザイン(四〇)
92	福岡県立直方高等学校	全日制	普通(二四〇)
91	福岡県立鞍手高等学校	定時制	普通(八〇)、生活情報(四〇)
90	福岡県立嘉穂総合高等学校	定時制	生活情報(四〇)
		全日制	普通(八〇)、地球環境システム(八〇)、ロボットシステム(四〇)、ITシステム(四〇)
89	福岡県立嘉穂東高等学校	定時制	普通(四〇)
		全日制	普通(二〇〇)、英語(四〇)
88	福岡県立嘉穂高等学校	定時制	普通(四〇)
		全日制	普通(二八〇)、理数(四〇)

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校学則の規定は、平成二十四年度以降に入学する者から適用する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会告示第五号

福岡県議会傍聴規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年九月二十六日

福岡県議会議長 原口 剣 生

福岡県議会傍聴規則の一部を改正する告示

福岡県議会傍聴規則(昭和二十四年七月十六日福岡県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「住所氏名及び年令」を「住所及び氏名」に改める。
第九条及び第十条を削る。

第十一条第三号中「第十二条」を「第十条」に、同条第四号中「第十五条」を「第十三条」に改め、同条を第九条とする。

第十二条第四号中「つえの類及び旗、のぼり類その他」を「旗、のぼりの類又は」に改め、同条を第十条とする。

第十三条第二号に次のただし書を加え、同条を第十一条とする。

ただし、病気その他の事由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

第十四条を第十二条とする。

第十五条中「第十二条」を「第十条」に、「第十三条」を「第十一条」に改め、同条を第十三条とする。

附則

この告示は、平成二十三年九月二十七日から施行する。